

『所在地』 把握対象年度の4月1日時点の情報です。

郵便番号、所在地（都道府県名から番地まで）は、事前届出により登録されている情報が自動的に反映されます。（事業所の所在地を変更した場合は、電子情報処理組織の変更届出の手続きを終了してから届出ファイルを作成してください。）

『事業所において常時使用される従業員の数』

把握対象年度の4月1日時点の情報を入力してください。

当該事業所において常時使用される従業員の数を入力してください。（注：届出書（届出ファイル）に入力するのは事業所の従業員数です。ちなみに、届出対象事業者の判定は、事業者全体の従業員数で判断します。）

～ 常時使用される従業員とは～

排出量等の把握対象年度の4月1日時点で期間を定めずに使用されている者、もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている者

同把握対象年度の前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている者

注1) 常時使用される従業員の数には、対象業種に該当しない事業に従事する者も含まれます。

注2) 1日の勤務時間又は月の勤務日数は関係なく、雇用している期間で判断してください。

次の表に、常時使用される従業員として数える例（“ ”のもの）を示します。

役員 ¹	正社員	嘱託 パート、 アルバイト等 ²	他への 派遣者 (出向者)	別事業者 への 下請労働	他からの 派遣者 ³ (出向者)	別事業者 からの 下請労働 ³
×			×	×		

使用されている人とは、正社員、嘱託・パート・アルバイト等と呼ばれている人（²参照のこと。）他企業からの派遣・出向者をいいます。

正社員であっても、他企業への派遣者・出向者は、使用されている人には含みません。

1 役員は原則除きますが、役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時使用される従業員と考えます。

2 嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている者であって、上記¹又は³に該当する場合は、常時使用される従業員に含まれます。

3 事業者間における委託・請負・下請けによる別事業者からの労働者にあつては、委託等の契約期間を使用期間と読み替えます。

電子情報処理組織変更届出により、登録されている情報が変更日をもとに内容（事業者名や事業所名等）を自動的に反映します。変更日は、実際に変更のあった日付としてください。